

支給対象品目の具体例

(2) 通学用品購入関係

〈対象者〉 第1区分または第2区分

〈対象となるもの〉

おもに学校へ通学するため通学用として当該年度中に購入した通学用品

〈対象とならないもの〉

日常生活に必要であり家庭でも通学でも使用しているもの

	分類	品 名	備 考
支給対象	通学用靴	上履き	
		通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	作業学習用の長靴は学用品対象
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		手袋・マフラー	
	上着	ジャンパー	
		コート	
支給対象外	ほかの	かばん・リュック	
		名札	
	支給対象外	ズボン・シャツ等の衣服	体育・体力づくり用ジャージ等以外の衣服は対象外
		着替え用衣服・下着	
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		補装具	
		眼鏡・補聴器等	
		車いす	
		レジ袋	

(3) ICT機器購入費

〈対象者〉 高等部第1区分から第3区分

〈対象となるもの〉

学用品として通常使用するため当該年度中に購入したもの

〈対象とならないもの〉

日常生活に必要であり家庭でも使用しているもの

	品 名	備 考
支給対象	PC	
	タブレット	
	ICT機器修理代	
	マウス	
	ペンタブレット	
	保護フィルム	
	アプリケーションソフト	
支給対象外	家庭用PC等	
	通信費	
	レジ袋	